



金 沢 市 公 報

第 2 6 8 1 号

平成23年(2011年)2月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	1
住民票の職権記載について (市民課)	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	2
騒音規制法の規定による騒音について規制する地域の指定について (環境指導課)	3
平成8年告示第24号(騒音規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について)の一部改正について (")	3
平成8年告示第25号(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定による区域の指定について)の一部改正について (")	3
騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定による指定地域に係る区域の区分の設定について (")	3
振動規制法の規定による振動を防止する地域の指定について (")	4
平成8年告示第28号(振動規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について)の一部改正について (")	4

平成8年告示第29号(振動規制法施行規則の規定による区域の指定について)の一部改正について (")	4
平成8年告示第30号(振動規制法施行規則の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分の設定について)の一部改正について (")	4
悪臭防止法の規定による悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準の設定について (")	4
市道の区域の変更について (道路管理課)	6
道路の供用の開始について (")	7
公 告	
予防接種を行うことについて (2件) (健康総務課)	7
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	8
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	9
選挙管理委員会告示	
金沢市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について (選挙管理委員会)	9
消防局公告	
消防車のサイレンの使用について (警 防 課)	14
公営企業告示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建 設 課)	15
公営企業公告	
下水道排水設備工事業者の指定について (企業総務課)	15

告 示

●金沢市告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
南塚町会	代表者の氏名及び住所	塚野 護彦 金沢市南塚町78番地	水上 正人 金沢市南塚町297番地	平成16年1月1日
		水上 正人 金沢市南塚町297番地	城戸 秀哉 金沢市南塚町265番地 1	平成17年1月1日
		城戸 秀哉 金沢市南塚町265番地 1	塚野 護彦 金沢市南塚町78番地	平成20年1月1日
		塚野 護彦 金沢市南塚町78番地	笹野 仁吉 金沢市南塚町53番地	平成21年1月1日
		笹野 仁吉 金沢市南塚町53番地	塚野 良一 金沢市南塚町26番地	平成22年1月1日
		塚野 良一 金沢市南塚町26番地	前田 誠一 金沢市南塚町92番地	平成23年1月1日

●金沢市告示第18号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を職権で記載しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

氏 名	宮 川 博
住 所	金沢市瓢箪町15番1号
転入をした年月日	平成22年1月1日
職権で記載した年月日	平成22年12月20日
従 前 の 住 所	愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目9番22号
世 帯 主	宮 川 博

●金沢市告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
城南歯科医院	金沢市泉野町6丁目1番17号	平成22年12月1日

●金沢市告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
高野歯科医院	金沢市新保本3丁目1番地	平成22年12月29日
俵矢外科胃腸科医院	金沢市円光寺3丁目1番3号	平成22年12月30日

●金沢市告示第21号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定するので、同条第3項の規定により、次のとおり告示し、平成23年4月1日から効力を有するものとします。

なお、指定する地域を表示する図面は、金沢市環境局環境指導課において一般の縦覧に供します。

平成18年告示第20号（騒音規制法の規定による騒音について規制する地域の指定について）は、平成23年3月31日限り廃止します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域（別添図面は、登載を省略します。）

●金沢市告示第22号

平成8年告示第24号（騒音規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から効力を有するものとします。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

備考第1号中「平成18年告示第20号」を「平成23年告示第21号」に改め、同備考第2号中「金沢市環境局環境保全課」を「金沢市環境局環境指導課」に、

「

区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
色 別	緑	黄	赤	青

を

「

区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
色 別	青	黄	赤	オレンジ

に改める。」

●金沢市告示第23号

平成8年告示第25号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定による区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から効力を有するものとします。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

備考中「平成18年告示第20号」を「平成23年告示第21号」に改める。

●金沢市告示第24号

騒音規制法第17条第1項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定により、指定地域に係る区域の区分を次のとおり定め、平成23年4月1日から効力を有するものとします。

なお、区域の区分を表示する図面は、金沢市環境局環境指導課において、一般の縦覧に供します。

平成18年告示第23号（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定による指定地域に係る区域の区分の設定について）は、平成23年3月31日限り廃止します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市の区域のうち、別添図面に次のとおり色分けして着色した部分の区域（別添図面は、登載を省略します。）

区域の区分	a 区域	b 区域	c 区域
色 別	青	黄	赤

●金沢市告示第25号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定するので、同条第3項の規定により、次のとおり告示し、平成23年4月1日から効力を有するものとします。

なお、指定する地域を表示する図面は、金沢市環境局環境指導課において一般の縦覧に供します。

平成18年告示第24号（振動規制法の規定による振動を防止する地域の指定について）は、平成23年3月31日限り廃止します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域（別添図面は、登載を省略します。）

●金沢市告示第26号

平成8年告示第28号（振動規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から効力を有するものとします。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

備考第1号中「平成18年告示第24号」を「平成23年告示第25号」に改め、同備考第2号中「金沢市環境局環境保全課」を「金沢市環境局環境指導課」に、

「

区域の区分	第1種区域	第2種区域（A）	第2種区域（B）
色 別	緑及び黄	赤	青

」を

「

区域の区分	第1種区域	第2種区域
色 別	青	赤

」に改める。

●金沢市告示第27号

平成8年告示第29号（振動規制法施行規則の規定による区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から効力を有するものとします。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

備考中「平成18年告示第24号」を「平成23年告示第25号」に改める。

●金沢市告示第28号

平成8年告示第30号（振動規制法施行規則の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分の設定について）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から効力を有するものとします。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

備考中「平成18年告示第24号」を「平成23年告示第25号」に改める。

●金沢市告示第29号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により、悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を指定するとともに、同法第4条の規定により、当該地域に係る特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を定めるので、同法第6条の規定により、次のとおり告示し、平成23年4月1日から効力を有するものとします。

なお、規制地域を表示する図面は、金沢市環境局環境指導課において一般の縦覧に供します。

平成18年告示第28号（悪臭防止法の規定による悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準の設定について）は、平成23年3月31日限り廃止します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 規制地域

A 地域	別添図面に青色で着色した部分の地域
B 地域	別添図面に赤色で着色した部分の地域

備考 別添図面は、登載を省略します。

2 敷地境界線における規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度（大気中における含有率）	
	A 地 域	B 地 域
アンモニア	100万分の1	100万分の2
メチルメルカプタン	100万分の0.002	100万分の0.004
硫化水素	100万分の0.02	100万分の0.06
硫化メチル	100万分の0.01	100万分の0.05
二硫化メチル	100万分の0.009	100万分の0.03
トリメチルアミン	100万分の0.005	100万分の0.02
アセトアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
プロピオンアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
ノルマルブチルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.03
イソブチルアルデヒド	100万分の0.02	100万分の0.07
ノルマルバレルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.02
イソバレルアルデヒド	100万分の0.003	100万分の0.006
イソブタノール	100万分の0.9	100万分の4
酢酸エチル	100万分の3	100万分の7
メチルイソブチルケトン	100万分の1	100万分の3
トルエン	100万分の10	100万分の30
スチレン	100万分の0.4	100万分の0.8
キシレン	100万分の1	100万分の2
プロピオン酸	100万分の0.03	100万分の0.07
ノルマル酪酸	100万分の0.001	100万分の0.002
ノルマル吉草酸	100万分の0.0009	100万分の0.002
イソ吉草酸	100万分の0.001	100万分の0.004

3 煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。 (q 流量 (単位：温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時) He 悪臭防止法施行規則 (昭和47年総理府令第39号) 第3条第2項に規定する方法により補正された排出口の高さ (単位：メートル) Cm 前記2の規制基準として定められた値 (単位：百万分率) 補正された排出口の高さ (He) が5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。)
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルパレルアルデヒド	
イソパレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

4 排水水における規制基準

特定悪臭物質の種類	工場その他の事業場から敷地外に排出される排水の量	濃度の許容限度 (排水1リットル中のミリグラム)	
		A 地 域	B 地 域
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003
硫 化 水 素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02
硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07
二 硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09

●金沢市告示第30号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年2月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	広岡1丁目線1号	広岡1丁目 302番1先から	旧	11.9	34.4
		広岡1丁目 302番1先まで	新	11.9 ~ 15.0	34.4

一 般 市 道	広 坂 1 丁 目 線 9号	広 坂 1 丁 目	235番 先から	旧	7.4 ~ 7.8	97.0
		広 坂 1 丁 目	285番 2先まで	新	11.6 ~ 12.0	97.0
一 般 市 道	三 馬 11号 西 泉 1 丁 目 線 4号	西 泉 1 丁 目	29番 6先から	旧	6.1 ~ 6.3	18.2
		西 泉 1 丁 目	29番 5先まで	新	6.2 ~ 6.5	18.2
一 般 市 道	三 馬 11号 西 泉 1 丁 目 線 8号	西 泉 1 丁 目	29番 5先から	旧	5.0	27.2
		西 泉 1 丁 目	29番 3先まで	新	5.5	27.2

●金沢市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年2月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
広 岡 1 丁 目 線 1号	広 岡 1 丁 目	302番 1先から
	広 岡 1 丁 目	302番 1先まで
広 坂 1 丁 目 線 9号	広 坂 1 丁 目	235番 先から
	広 坂 1 丁 目	285番 2先まで
三 馬 11号 西 泉 1 丁 目 線 4号	西 泉 1 丁 目	29番 6先から
	西 泉 1 丁 目	29番 5先まで
三 馬 11号 西 泉 1 丁 目 線 8号	西 泉 1 丁 目	29番 5先から
	西 泉 1 丁 目	29番 3先まで

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	平成23年2月1日から 同年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
麻疹第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻疹第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
山口 順道	平和町クリニック	金沢市平和町3丁目1番1号	麻しん風しん第3・4期 ジフテリア・破傷風第2期 麻しん第3・4期 風しん第3・4期

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 65歳以上の者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定するもの

3 予防接種を行う期間

平成23年2月1日から同年3月31日まで

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
山口 順道	平和町クリニック	金沢市平和町3丁目1番1号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成23年2月1日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市産業局農林部農業総務課において縦覧に供します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成23年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項及び第2項の規定により、平成22年11月28日執行の金沢市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成23年2月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成22年11月28日執行 金沢市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
18,600,000円
- 3 報告書の要旨（候補者氏名50音順）

候補者氏名	沖野正憲	所属党派	無所属	期間	平成22年11月3日から 平成22年11月25日まで	第1回分
出納責任者氏名	沖野正憲					
収 入				支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費		-円
			-円	家屋費		-円
				選挙事務所費		-円
				集合会場費		-円
				通信費		-円
				交通費		-円
				印刷費		-円
				広告費		60,900円
				文具費		5,689円
				食糧費		-円
				休泊費		-円
その他の寄附	-件		-円	雑費		10,500円
その他の収入			150,000円			
総計			150,000円	総計		77,089円
報告書受理年月日	平成22年12月13日			第1回報告分		

金 沢 市 公 報

候補者氏名	沖野正憲	所属党派	無所属	期間	平成23年1月12日から 平成23年1月12日まで	第2回分
出納責任者氏名	沖野正憲					
収 入				支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)				人件費		-円
				家屋費		-円
			-円	選挙事務所費		-円
				集会会場費		-円
				通信費		-円
				交通費		-円
				印刷費		58,500円
				広告費		-円
				文具費		-円
				食糧費		-円
				休泊費		-円
その他の寄附 - 件			-円	雑費		-円
その他の収入			-円			
今回計			0円	今回計		58,500円
前回計			150,000円	前回計		77,089円
総計			150,000円	総計		135,589円
報告書受理年月日	平成23年1月13日			第2回報告分		

候補者氏名	黒崎清則	所属党派	無所属	期間	平成22年9月30日から 平成22年12月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	杉本満					
収 入				支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)				人件費		-円
				家屋費		827,235円
市民本位の金沢市政をつくる会			1,200,000円	選挙事務所費		827,235円
				集会会場費		-円
				通信費		-円
				交通費		-円
				印刷費		-円
				広告費		187,135円
				文具費		36,148円
				食糧費		44,000円
				休泊費		-円
その他の寄附 - 件			-円	雑費		50,617円
その他の収入			-円			
総計			1,200,000円	総計		1,145,135円
報告書受理年月日	平成22年12月9日			第1回報告分		

金 沢 市 公 報

候補者氏名	黒崎清則	所属党派	無所属	期間	平成22年12月9日から 平成22年12月14日まで	第2回分
出納責任者氏名	杉本満					
収 入				支 出		
主たる寄附				人件費		-円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費		-円
市民本位の金沢市政をつくる会		350,000円		選挙事務所費		-円
				集会会場費		-円
				通信費		-円
				交通費		-円
				印刷費		394,800円
				広告費		-円
				文具費		-円
				食糧費		-円
				休泊費		-円
その他の寄附 - 件		-円		雑費		3,981円
その他の収入		-円				
今回計		350,000円		今回計		398,781円
前回計		1,200,000円		前回計		1,145,135円
総計		1,550,000円		総計		1,543,916円
報告書受理年月日	平成22年12月17日			第2回報告分		

候補者氏名	黒崎清則	所属党派	無所属	期間	平成22年12月15日から 平成22年12月20日まで	第3回分
出納責任者氏名	杉本満					
収 入				支 出		
主たる寄附				人件費		-円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費		-円
市民本位の金沢市政をつくる会		20,000円		選挙事務所費		-円
				集会会場費		-円
				通信費		23,502円
				交通費		-円
				印刷費		-円
				広告費		-円
				文具費		-円
				食糧費		-円
				休泊費		-円
その他の寄附 - 件		-円		雑費		-円
その他の収入		-円				
今回計		20,000円		今回計		23,502円
前回計		1,550,000円		前回計		1,543,916円
総計		1,570,000円		総計		1,567,418円
報告書受理年月日	平成22年12月24日			第3回報告分		

金 沢 市 公 報

候補者氏名	山 出 保	所属党派	無所属	期間	平成22年10月22日から 平成22年12月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	富 瀬 永					
収 入				支 出		
主たる寄附				人件費		950,150円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費		3,976,810円
世界都市をつくる会		3,200,000円		選挙事務所費		3,928,160円
				集会会場費		48,650円
				通信費		31,050円
				交通費		-円
				印刷費		1,395,056円
				広告費		1,618,700円
				文具費		35,560円
				食糧費		177,660円
				休泊費		-円
その他の寄附 - 件		-円		雑費		799,705円
その他の収入		6,000,000円		総計		8,984,691円
総計		9,200,000円				
報告書受理年月日	平成22年12月6日			第1回報告分		

候補者氏名	山 出 保	所属党派	無所属	期間	平成22年12月8日から 平成22年12月9日まで	第2回分
出納責任者氏名	富 瀬 永					
収 入				支 出		
主たる寄附				人件費		-円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費		11,550円
		-円		選挙事務所費		-円
				集会会場費		11,550円
				通信費		57,629円
				交通費		-円
				印刷費		-円
				広告費		-円
				文具費		-円
				食糧費		-円
				休泊費		-円
その他の寄附 - 件		-円		雑費		2,100円
その他の収入		-円		今回計		71,279円
今回計		0円		前回計		8,984,691円
前回計		9,200,000円		総計		9,055,970円
総計		9,200,000円				
報告書受理年月日	平成22年12月13日			第2回報告分		

金 沢 市 公 報

候補者氏名	山 出 保	所属党派	無所属	期間	平成23年1月14日から 平成23年1月14日まで	第3回分
出納責任者氏名	富 瀬 永					
収 入				支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	- 円			人件費	- 円	
				家屋費	- 円	
				選挙事務所費	- 円	
				集会会場費	- 円	
				通信費	66,514円	
				交通費	- 円	
				印刷費	- 円	
				広告費	- 円	
				文具費	- 円	
				食糧費	- 円	
				休泊費	- 円	
その他の寄附 - 件	- 円			雑費	- 円	
その他の収入	- 円			今 回 計	66,514円	
今 回 計	0円			前 回 計	9,055,970円	
前 回 計	9,200,000円			総 計	9,122,484円	
総 計	9,200,000円					
報告書受理年月日	平成23年1月19日			第3回報告分		

候補者氏名	山 野 之 義	所属党派	無所属	期間	平成22年10月30日から 平成22年12月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	上 田 雅 大					
収 入				支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	- 円			人件費	627,500円	
				家屋費	1,185,185円	
				選挙事務所費	1,185,185円	
				集会会場費	- 円	
				通信費	40,002円	
				交通費	- 円	
				印刷費	544,751円	
				広告費	776,160円	
				文具費	3,981円	
				食糧費	- 円	
				休泊費	- 円	
その他の寄附 - 件	- 円			雑費	211,693円	
その他の収入	4,000,000円			総 計	3,389,272円	
総 計	4,000,000円					
報告書受理年月日	平成22年12月15日			第1回報告分		

金 沢 市 公 報

候補者氏名	米 村 照 夫	所属党派	無所属	期間
出納責任者氏名	米 村 照 夫			平成22年11月1日から 平成22年11月29日まで
収 入				支 出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	- 円			人件費 - 円 家屋費 - 円 選挙事務所費 - 円 集会会場費 - 円 通信費 1,226円 交通費 - 円 印刷費 - 円 広告費 - 円 文具費 3,000円 食糧費 - 円 休泊費 97,516円 雑費 5,840円
その他の寄附 - 件	- 円			
その他の収入	110,000円			
総 計	110,000円			総 計 107,582円
報告書受理年月日	平成22年12月15日			第1回報告分

候補者氏名	米 村 照 夫	所属党派	無所属	期間
出納責任者氏名	米 村 照 夫			平成23年1月5日から 平成23年1月6日まで
収 入				支 出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	- 円			人件費 - 円 家屋費 - 円 選挙事務所費 - 円 集会会場費 - 円 通信費 9,332円 交通費 - 円 印刷費 52,500円 広告費 1,050円 文具費 - 円 食糧費 - 円 休泊費 - 円 雑費 12,600円
その他の寄附 - 件	- 円			
その他の収入	75,000円			
今 回 計	75,000円			今 回 計 75,482円
前 回 計	110,000円			前 回 計 107,582円
総 計	185,000円			総 計 183,064円
報告書受理年月日	平成23年1月6日			第2回報告分

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成23年2月1日

金沢市消防長 山 田 弘

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内

日 時 平成23年2月7日(月)午前11時から正午まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成23年2月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 宮保町の一部
 - (2) 辰巳町及び野田土地区画整理事業地の各一部
 - (3) 赤土町、佐奇森町及び二ツ寺町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町八272番地
名称 西部水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成23年2月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成23年2月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
552	井筒管材 株式会社	金沢市黒田2丁目15番地1

正 誤

平成22年11月1日付け金沢市公報第2673号

頁	箇所	誤	正
1	上から2行目	金沢市立工業高等学校	金沢市立工業高等学校

平成22年11月30日付け金沢市公報号外第29号の2

頁	箇 所	誤	正
10	下から18行目	(その	(その額
	下から17行目	それらの	それらの額

平成23年(2011年)2月1日 印刷
 平成23年(2011年)2月1日 発行
 定価 120円

発行人
 発行所
 印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
 金 沢 市 役 所
 (株) 共 栄